呡唾雜史

元

853
207

書第七百十九号
呡唾雜史 四本

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

853-207

東昌漢

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

神田家藏

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

五雜俎の法いくりなくひて天地
人物をこのちて彼の反古のうち
よりみあるまゝに書いるまゝ常しん
のみとゝまゝ居ことの此題りひのまゝ
おもひいりるなれ十いの法いくに強き頃
その知る人の為にこゝろもちもんるなり
て此也

十四此序は閑田耕筆にもしかしかし出
[illegible]
五ツ[illegible]

呡唾雜史巻之一

尾陽　秦昂著

一正平三年戊子 北方貞和四年也 後村上院捧三種神
器遷御吉野奥賀名生昌太平記為正月十四
日園大暦為正月十日以前之
　　事旦以吉野稱偽主是北方之書故也南
　　方正統也復也不可称偽主
芳野拾遺に後村上院吉野より賀名生へうつ
さ給ふ時篠塚伊賀守の娘伊賀局といふ宮女新

侍賢門院の清供つかふまつりて蔵るの吉野川
の橋崩れてこゝろ得ふ便なるの里しれ木を多く
引おうちこゝし門院を廣ひまゐらせて人々も
後しなるよし志るせり彼ゐ左馬頭正儀正行也と
妻と巴板額女の如き大力の女是なる爲し

一按神宮雜事記景行天皇廿八年九月十三日五百野皇
女供奉始也天武天皇白鳳四年九月十三日多基子内
親王御杖代々始也是依大友皇子之已勅實之
典也先規録多基子之上録内親王十六人其内
度會小事之女宮子非皇女稱内親王雖書宣下
而不見正史哉

一高津宮　西生郡　仁德天皇居而先王旧都也

金葉集

いまへの難波の事と思ひ出て
高津の宮に月のすむらん

新勅撰集

春の夜は月にむかしや思ひ出ん
高津の宮に月ふ梅の枝

一後三条院の時迄も皇子と僧にあしく居ひ親
王宣下有の里し清子を法親皇となし給ふを

白川院の皇子仁和寺の覚行に三品法親王を
まいらせられし皇女の親王宣下桓武天皇の
御いもうと酒人内親王たしかなりしとのや紹運
録に吉備内親王文武皇子井上内親王聖武皇女不
破内親王道理皇女三人を酒人より前に入え給ひ
と是は皆怨霊となりしなり後世に内
親王宣下ありしなり京師八所御霊も一吉備
聖霊とも則吉備内親王を天平元年従死し給
ふ今世御霊宮も一と吉備の大臣といふ甚誤まり
凡八所を皆怨霊となりしなり吉備公何の怨あ

ひ也且山宗道天皇のうへに人臣と位せんや人々又
あらせよ

吉備聖霊

高野御霊 光仁帝御子 早良親王

京極下御霊 早良母 伊豫内親王

藤原大夫人 伊豫親王母

綴喜御霊 文太夫 文屋宮田丸

京極上御霊 吉備内親王

下桂御霊 橘大夫 橘逸成

上桂御霊 火雷神 菅相烝

藤大夫 太宰少貳 藤原廣嗣

延喜以後所祭歟

桜三代實録清和帝貞觀五年五月十日於神泉

苑脩御灵會　卜部兼倶以為牛頭天王宣也是
依疫疾流行百姓多斃而設此祭事故云大小哉
如八所御灵者朱雀院天慶二年所祭云々
今宮御灵
一条院正暦五年長保二年天下有疫故祭之祇
園一休云々然則古祇園号御灵唯祭疫癘神脩天
則皇之法哉以此稱其神而為牛頭天王者原釋
氏之所為也
一前捨大納言大幸ハ後陽成院此舎弟或郎ハ
智仁親王の三男なり寛文三年源の姓を給ひて
より廣幡ハ称しく清華ハ給ひ給ひ
一後村上院
建徳二年辛亥北朝應安四年三月三日崩ス
一説正平七四年十一月崩云々記録異説如此
一勝寶感神聖武皇帝
天平応真仁正皇大后　光明皇后也
寶字稱徳孝謙皇帝　日本尊号是如也
一後水尾院内裡造営の後清霊幸の時より海を給ひ
ハ給
まさ給てふ清祖の神の道あるハ

六十餘里此國も新しく

一神皇正統記に上古は懇切あまたはしく皮位不を
意一等より十二等まで下りて三位の人なきにも
懇切なるに一等にあかまた正三位の下従三
位の上に列なるべしと尤ゆ又本位ある人是を
かまてるにあらへしとこそ

按るに皮位令第一の義解につまびらかへ
史皮位は帝道の極機天下の推測なり
其人を忘らひ授ふるべき事なるに
末世に至りて皮位道なく職務を分つ人
を選ぶ事なれば只時君此新に私を授皮の
事に落ちて右に誤答をとくこれ
此し里止事れし懇位は唐の制に習ひ
給つり我朝皮位のことにしく成しは謙
倉將軍家の時より無下に賤しき者も
皮位にすゝみしより起り侍るも恵仁文
明後に公家おはらへさせ給ふ諸國の武
士等其下さ母道堂上の家に賄を入れ口宣
我に下し給ふ事也史より後にいよいよ怪し
愛なり果は口宣もなく自何の某某の大輔

なれば思ふ事ハ名のり侍りき神君一統の
後其ひとの言をいふ事をさせ給ふ事めてた
き事なりきさまでは東右衛門何分衛なれば
官名をも世の俗に成侍る事其本をこそ
きおふ者なき事なれば是非をいふ事も
ハあらぬ但人ある人を是ハなんし侍らん

一天正十六年四月京都聚楽の事紀一巻 裁太閤記
十四日新幸十八日還幸此日清遊和歌清会等
ありし様此ゝ由きと来まれらせられ清ゝ幸
と殿ゝ天下の諸侯と会し盟を固しくおのまゝ

省のさゝ志を人ゝ是委吉おまひゝうけるとなん

一後花園院の清宮神皇南方より清海府の事
委しく二月紀にみえたり康正二年十二月問鴻
表太郎十一月左近将監中村弾正等三十人吉野
に入り明年長禄元年十二月二日に偽主を殺して
神寶を取り奉り回しき二年八月晦日神皇清
帰府のよしみえたり此記世に稀々将軍家譜
及續太平記と著せし此記を見さるなり

一古人の名春風 藤原奥名云 曽孫なり 月影 春風 兄弟の名いまゝ
艶なり異名にて薄雲中納言 村上源氏 飛鳥公 初春僧正

三井寺永縁 女房ハ深殿の后紫式部きくものなら須機
袋の后 堀川院皇后 といふ名いと望まくきこるも上古なら
ハ三字名なるしハ義友守 南宗尚氏藤守邦人の男 および友愛
家 五人二男 太郎の名稱し後原の二字ハ清助なんと
ゝも閑院大臣冬嗣のもなりけり

一諸國守介掾目 四介配當 諸郡太領小領(スケ)主政(セウ)主
帳又一國大敷小敷主帳校尉猿隊正 是検校兵士六備戒
具調習弓馬算類 国博士学生 学校官 医師医生昔の國政ハ是
等の官人ありて史勢ハ國司守助等之より出しのハ
不論の政なるのりし其後大功を立て者領し侍り
し地有て司の侍ハなるさ里し

庄司 郷司

是ハ中世より出来てけり庄司ハ往昔諸院諸宮
大清家より補せられし下司職なりたとへハ庄張玉
堂知郷ハ郷古郷庄司廣野村一束村森橋
と領しける類之志のもハ庄園の保ハ後世の事之文
治の初守護職と補し庄署の保ハ地領とあるも
しより古のすゝ治なくなるし頼朝の後庄司
の号なきゝも人司社家なんとなりし補せられ
しゝも熱田田島家ハ久國親王の司職給ひ

し始まるき、法教書あり

一摂家

三内口訣曰（三光院内府遺所北畠具房書ナリ）摂政家と云へるは
元来近九の二流まては近衛より出たるを察す
同じと称し九条より別れたると二条一条と申は是
を五摂家と申は（摂家ハ五ツ御有て五流の限　諸家ハ力量次第もあるべし）近衛と景
家の両雄房宗領為紀之九条雄房流岸閣
白月輪禅閤後京極摂政の法紀予を三代正記
いかに次房天下の読行同九条は正嫡と見えて
其義雄房諸家用まて五流各別なれとも但二条と

一流南朝法出来ゝ後光厳院之御時運尚代
ゝ法一統彼用正統し事者二条（後普光園院摂政良基之）
勲功なり依之至今称天下之法師范云々
謂く摂するに皇朝之正統と謂ふ之後醍醐
後村上長慶院後亀山後小松之是神器法
授受の役なり後光厳後円融光厳光明
崇光三帝は同じく叡室不浅武家押て
往年即事奉まて不同統といふ人とも又行之
二条良基武家之議して崇光院の流と
さし立後光厳院と立是より武家の親しみ

諸家ニ矣ニ故ニ二条家ニ入服の時必將軍
家の諱の字を授ケラルヽ事ニ今ニ至リ
志ニ也

二條

王代一覧五十七丁 応永三年云々三月 二条関白師嗣カ子道忠ノ名ヲ満基ト改ム満ノ字ハ道義ヨリ授ケラル二条家ニ武家ノ諱字ヲ受ルコト是ヨリ始ル

後嵯峨院 満基 義満ノ時 持基 義持ノ時 持通 同上

仁治三年正月云々三月御即位良實関白トナリ道家ノ二男ニテ

二条殿是ヨリ始ル 政嗣 義政ノ時 尚基 義尚ノ時 尹房 義尹ノ時

昭實 義昭ノ時 康道 神君ノ時 光平 大猷公ノ時

綱平 當代

一勧学院 藤原氏学校也

増太政大臣冬嗣の立てまし平院記ニ曰大

叩ヽ此大臣志ニ意おもしけるにして其子孫
親族の学問を勧む爲ニ勧学院を建立
大学寮ニ東西の曹ニ有菅江の二家是を
用ゆりて人を教ゆる所ニ大学寮の南ニ
此院を立てましかば南曹ニ次ヤ有る氏の長
ゝる人も称ス此院を支領次

一地下ニ大ニ二位三位ニ叙すまとも下襲表袴
指ニ有故を若せ其本例ニ似し近世孫家清
家清美等より所ニ於し有領の義まて有故を
用ゆ 地下二位三位ハ社家ニ有 其外ニ考しいへども其意是を

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

何れも又悔なしと云故有如何曰識物に是を少
し是和音に源をし熏ゆる云草のこゝちをかゝ草
に識まるものなり其倫ゆゝさ源をこれしと云を
いへり

一或人曰我帝王の諡は何の世より始る答釋日本記
曰神武等諡号は清和清船奉り勅撰之と云
さ是は清和志人清船は養老六年に生まれて延
暦四年に卒し日本記は養老四年に奏後人
志の是は清船生き清以前なり舍人親王清撰の
時は神日本盤余彦天皇とたかり書紀ひしを清

船諡号を撰せしのち神武天皇等の四字を加出
清名のもに加筆をしを入元堂り又問諡るは何代
よりは答人神武より桓武迄五十代諡号有し其中
聖武孝謙は在位の時奉りし号号 續日本紀 なるは
諡号にあらず皇極齊明は一主重祚の毎号も故
なきに清事れ 称徳孝謙の毎号のまゝとし 秘史といへども 續日本紀にはいへ一時の号号と云 平城は十二
と訓しく和訓の前名嵯峨は山城の地名也是より
皆旧諡雜文の本し所を以て称しまりしは是よ
り諡号なく待るれ淳和は一院の号にして諡なる
に次さ是とも仁明文徳の諡あり清和陽成はまゝ

院号之光孝ハ中興の帝ましく諡を奉り宮多以後
ハ又離宮を以て称次又問院号を何代より称ハ
十三代冷泉院より以後天皇の御号なし後世皇統安徳諡号して天皇を
称し奉る問後の字用ひしを何代より称ハ三条院迄ハ
なし後一条院以後の例なり
一寛平の帝宮多院清和帝あり志言と並信僧正
り請て灌頂をさせ給ひ法流を寛空僧正にさつ事
させ給ふ事ハ葉門の清有き法なりしの清行卿の
事をなかりし花山院清慶人の後ゆへと清僧行
有し是ハ是なるべしハ今の三十三所観音順

禮も所法皇より授樂次
一後鳥羽院西将の後ハ朝憲いよし廃を武臣恐なな
る事多かりし正慈の比亀山天皇謙倉と御し給ふ
廃き叡慮ありしに事潰て東西へきまいえ以ましを
貞時おりろき怒り上皇を幸前に遷しまいらせ
ゆ廃きよし沙汰せし院おれをさせまいらせ盟
奉るを貞時に給ひけり正中元年吉野の先皇
関東を斗ひおわし立ち御時言時いかりはまを頼く
出文なし下さまの御是ハ亀山の古き詔を引て各
房へなんを美せらましまし今ハ天皇の清夜として

来り聖書と編し事あれば有清和厚なる皇
家の清盛あり後にさせましし是ハいかなりしお
よそさまし事なりけり

一武人問日本の冠は唐の制を摸すしかれども日本の
さいとき纓の後にしてこれなしいかん而曰今の冠
ハ唐の蝶頭也故に延喜式蝶頭と冠せり今澱
とゝふは唐まで脚ゆゑいふものなり後にしてこれ交
脚蝶頭の変制也金銀巾鳥羽上帝も亦脚後
にして五季三代爲給ひ尺ゆ

一鳥帽子は唐の鳥羽帽の変法式まで制するも
素よりも後にしの風也

長岡原氏といふ妖巫忌用しハ胞之忌服を
忌用を通須しハ所詰なりを論のこしもなき
附言と聞須て於一笑

一冠古ハ若年淺冠は十六家以後ハ薄額用ひ
し京極関白ハ三十家右大臣の時始て厚額を召
ひ記之台記に右大将兼長厚額を用ひ給ひしを

殿下各ましけるとかや今は十六軍以後はなくて
厚額を用ひ給ふかや大將兼ける納言は勅授帯劍の
宮下と蒙りて大刀を帯給ひし大臣の大將といへて
し辞表の後帯劍免えの宮下せられて帯劍し
給ひしとかや 今武門のまゝ恐なる次
赤衣(ナヨシ)各は白きさらの綾裏は烟の穀織色淺深なり
童躰の時白うち織物の裏は濃紫也又少年の時は
紫袴を或は半色の赤衣着用此事有さかや烏帽
子赤衣は大納言以上年後の時勅免と給て着用し
給ふ新しき便宜し依て着し給ふ事子細なし

すべて赤衣は勅免の家なりしては不着れ
一禁秘抄等に大將といふ事有藏人おふ世を承
て下知し所右衛門ニ箭と帯年ありて所をて大を
射る其源所未十面し或あり大進物は是を取ふ
射法あり俗書には古野奈須所ニ狐を狩し人とて
いなりびしより始るといへり尤附言也
一禁秘抄云太上天皇尊号辞表如臣下云々
漢按讓位の後新帝より尊号を奉らせ給ふ
ゆゑ後漢辞退の漢事あり其表には
書せ給ふ是天下二尊なき事を示させ給ふと

うせ新帝是を後さまゝを須して返進せきを給
ひましまゝ須き十四日父を送み給ふ清義なり
一大鏡曰花山院は風流者なりしかれ御家を
造らせ給ひしは夜なんは寐殿對ゝ殿なんとは造あ
ひ云ひたゝ姫もつかたするなれも此院の仕出させ給へるへ黄ハ
せりしまくつかたひに植うけく其侍りし
往古の宮室は其後にしの堂室のかく別くに造り
しとゝ人ゆつかたひに植うけくあれ家根別く
なるは植をゝくゝ雨を通せしとゝゆ家ハ大幸
室堂講堂のかくなり花山院彼是の屋根を筲

合せくいひと用ひさゝしとゝんとゝ其ゝ
今の世までの家作は花山帝の制と用ひし
さんゆ
一堂上の徳家は五摂家に属し給ふ是を家禮流と
稱次近衛殿家禮二十七家
四辻　持明院　滋野井　雛波　山科
櫛笥　橋原　廣橋　平松　石井
長谷　交野　高辻　裏辻　西洞院
日野西　冨小路　裏松　竹屋　竹門
船橋　吉田　萩野　山井　土清門

極井

九条殿家禮十家

後小路　鷲尾　油小路　堀川　菓室

五辻　万里小路　柳小路　唐松　伏原

二条殿家禮三家

中御門　白川　四条

一条殿家禮九家

中山　野々宮　橋本　百千代寺　法閑寺

東坊城　五条　高辻　海濱

鷲司殿家禮十家

三親町　冷泉　万里小路　梅溪　阿野

海谷　川鰭　堤　町尾　入江

清家の家礼の名なし

天下諸大名は皆公方の家来にて屋張の三人は清家の列なりとかや

一昔宮会院崩す（治承五年五月廿四日）其以来清閑寺の小堂に度満と山槻記にあるべし　古くは土市家の薨にいくらもいきかるしし事も侍るにし也

一讀古事談抄所書候名出にしてく多誤字あり造酒司の大とし云清明は三十石乃るべし　其ゆゑ婦のくほり

すべてこの事に二尺ばかり出てるに一条院の法時
故なく地より稀出て侍れ婦しこりけり人おそ後き
あやみけり祝に法門うせ給ひけり三条院の法時
大風吹て鼓司倒れに法に大にし小にしき事
うちこりてけり

桜文徳天皇斎衡三年九月云々造酒司
甕神従五位下大邑刀自小邑刀自等並
頒春秋是なり

一堀川院の時或人内裏へ柿子の樹をまいて勢こりける
と何ましのつれに極て悪させ給ひけれは蔵人

滝けなんと集て木を枯らさしいとく家を造り渡つり
けるを為隆乗りて是をとらんとあまりて何事持さる事也
有へきいとく法寛の小舎人と下さくさんしに自ら
まけれども人力も不及ゝ者も信らるゝ事もなりし

為隆は坊門左大弁と稱次職事の時の事也
是家威を始るふりしあり次近衛の院屋つくひ
て家を作りけるを正しき無量の費と者も知らせ
まりし大なり無官者諸院の非を正次職ならな
まつき為隆のせし處人院の体を得てり
白河院の法前まで為隆の事を実しけるに顕因

殊の外よかさなりくうるさけれ思はさせ給ふを御
沙汰も中々文の有限り美しきてんとおもひて忘れ次
向ひて検中務らは御所中文字五山遍まかりて成り
て読まをおもしろきことにおもしけるを房隆入道都に
く参りて大中臣某謹て讀大藏卿と讀きこのせま
いらせ給へるまて大神宮の謝にまゐりて悔り成させ
給ひけりまたをおきてまろくのさりともやとて候り
房隆の申されし諸事好意なく宗二廟の事と
計なりしまま伺せしかく有べき事と
一　平様天皇の御時とハ何解政し給ひけり其以後

式はまことにのちしの給り
主上出御ありて南面におはします次群臣百寮各々陣に
着次四方の拝人さらに内裏へ参りて高き
机のもとに是は好みの物をいふものとおもふのましけり
給ひてあやしの民百姓まても文をかく事を御覧ある
史弁記録所納言など人々沙汰あり取上て是を停め
群臣おのおの是を評定し　主上其の後に勅定
とくいさゝかうたかひ人なからすあまりて則決し此為
所なしの事当時なとまても志を抛ひくしもろふへき
ことをお沙汰中文多くしてうらけぬまゝは頼らし其

詣まく供御とまいらせ諸人御暇をおろしておのく
是を喰ふ君の御ん事民の愁を望ひ御行あ
るより外の大事なのりの御とうし
嵯峨天皇より以来此事すゝ事ありし此君孫のお
敬遇ましく政を御ましつゝ入給ひ候さ事も其
儀式ハ猶有り五位の殿人以人とさしく御倚る
のかいたらすすへく愁残さらしめ祥候ときゝ
ゆへく後ハ望ましく成敗せきを給ひけり是其職
ゝすのたしめ嵯峨の別業なるへ常ハおもしめし
なる故ハ御いと御なくしらへのゝ朝政ハ何を

せ給ひさうの御なり
一左大将家（千御前大納言家文公）今度関東御下向の次ハ熱田
宮ニ御業ありし（乙丑四月十四日）先拝殿ニ志ましく
額つのせましく各ふ文殿ニのせ給ひしハ御皆
と脱ひ御行をさ望給ひし御敬人のあまりニ也
ゝ見し若かくり侍る
按するハ此神社の廣おかハ石を取ゝ屋を
脱してまいる時泥去と遊侍らん屋之大神之
石道より別宮皆皆と脱し其所して御ゝ事
掃社蹲路の為所も集結人はいらうすへき事

一寶永七年庚寅十一月十一日

新帝御即位御紫宸殿

内辨　九条左大臣輔實公

外辨　大炊御門大納言經音卿

三条中納言公統卿

坊城中納言俊清卿

冷泉宰相爲綱卿

廣橋宰相兼廣卿

擬侍従

滋野井宰相中將公逢

竹屋左衛門佐光兼
東坊城少納言資長
油小路宰相隆典
竹内彈正大弼惟永
唐橋侍從古廉
高辻少納言総長

典議
大將代
左
右
次將

池尻右兵衛權佐共條
土御門兵部少輔泰通

押小路左中將実岑
川鰭左中將実治
藪　左中將嗣義
山本　右中將公尹
花園右中將実仲
櫻井右中將氏敦

椹政大政大臣家熙公
年畧之於東都三家及諸大名登城賀
御即位
一小歸少様ニ天文年中の官めなり故あつて三列

幡頭に配せられし其位なるを今も小野善とぞ
小橋後に三浦淳正の保房に嫁し男子弘人を生
次一男は三浦勘解由保清次は小野修理允時房
と称次

呡唾雜史巻之一終

呡唾雜史巻之二

尾陽　蓁路著

一中世持明院殿と称せしは後伏見花里毎帝及び親
皇等とも世し持明院と称し仙洞の号とする於樂
安楽寿院記に見ゆ其後同安楽光院は大藏人
通基建立なり但其初は又基頼康和年中廊中
門の持佛堂にして一宇を建て持明院と号次大治
年中通基朝臣弘梁の構とらけ供養を遂らる右一
家の称号を持明院といふその仙閣を後安楽光院

と称次曩祖中納言基家人の息女陳子小白川院を称次後宮人君
院の正妃となりより持明院の私宅に清寧宿多年
ありしに故世に持明院の宮と称せし其清子関東の
尊にまゐらせ住に立給ふ是後嫡川院なり其皇子
四条院とまゐらせ給ふ此父皇持明院と申て仙居せ
なり四条崩し後嵯峨院即位以来彼持明院の
私第自然に代々の仙居せなきり

一吉野の先帝思ひ立し事いとつゝ成て近臣多
くはとつ国へ御もむきたまふ事ハ平大納言師賢人
ハ千葉所あつけらきて下総国へ下らきたる時人々

名残をしみけり

別るとも何のなけれん君ゆゑ
うきにはなるゝなるゝなることを

二人なきさ夜いみしくなりたまひ御あへ侍る終に
千葉にくうせ給ひけり南朝より謚を賜て文貞公
といひし

一小右記長保一条院元年九月十九日内裏清猫産子
女院左大臣右大臣有産養事住重挽飯納営之
衣等猫乳母馬母婦村人嘆之奇怪之云々清少
納言枕草子にうへさきもうふ清猫を如うかりたま

折杉 練 汁 延長式 飯とも見しかつ人の
食と等しくいふ毎まと自くろふとさへ見しかつ
見しハ見しものくれしくハ
きさしめしなるのさてし

一諸国の追補使押領使ハ昔大政大臣とまつて補せ
らる戈智武藝清廉の者を撰びて此職と給ひし
朝野群載二十二及西宮記論時の一北山抄遷任重
任の条下とるべく知るべし事情を想案し凶類を
討補するの道ハ此使にあり云ふ天暦六年十一
月九日の官府にしてえたり

一堀河院前御 加茂三年七月十九日 世に疑あり初僧仁寛補
仁親王と云まいらせんを謀り己の青童と女三房に
仇りなし密に主上を殺し奉らんとせしの事あ
らはれて仁寛も童も伊豆国へ流罪ありし 我中島 新万徳号
の義見評に此事と 此事長記にも略 仁寛ハ有あれしき者にて国尊を
窺ひ奉りて時の遷宮罪を正し死刑に處ひ
と流せしハいひ知なく侍る但し補仁親王ハ臨ら
らせまし海せしに法事も有しまや其後余等終
に殺し奉りし報に世に云ふるとかや仁寛東国にて
不法甚しく武列立川陰陽師に依して一流の
行法を書籍に作る是則立川の邪流也

一官位問答ニ昔ハ六位のものも姓ニつけて朝臣ハ書しと後ハ朝臣より後ハ禁制ニ其所ハ五位ハ制せらるゝと云へし

一皇統彌照聖明 カシハハラノミカト、訓ス 柏原天皇ナリ

姓氏録ノ序ニアリ神武天皇ノ御事ナリ

天智天皇即位九年庚午編造戸籍人民氏骨各得其宜 孝謙皇帝宝字氏族志嵯峨帝弘仁姓氏録等代々改正不絶

一後土御門後明應九年ニ岡御彰廷衰微のはなはしかハ殯葬の御後なりし故矢槌いたつらに内裡の黒戸ニ亦生りて服ニ四十余日漸なしく泉涌寺ニ葬り奉御

一後柏原後践祚後しく二十二年の後大永元年より御即位の祈行御是又貢税なき故延引なり西三条の実隆是を愁て東本願寺の僧信楽院所如ニ議して費料を乞て願の如く執行ましと是ニよつて所如を大僧正ニ任し門跡ニ准し給ひ御

一後奈良後践祚の後十一年天文五年ニ御即位あり大内義隆費料を出し故大宰大弐ニ補せ御

正親町院践祚の後七年永祿二年法郎位の礼有之
毛利元就費料とまりしのち大膳大夫と仰せられ
嗚呼四君裏乱の世にあひこまひ給ひ非常の事とも
なり

一摂家十二令文書

大宰 御即位ノ式　小宰 臨時ノ公事　大司空 節會抄
小司空 官奏抄　大司冠 叙位執　小司冠 女叙位執事抄
大司走 小司走 大宗伯 小宗伯 是皆除目抄 世大門成文抄 急秘抄ホナリ
右意に此乱り多く紛失とこゝとしもくきゝ乱

一摂家相傳正紀

玉葉八合 月輪殿　玉海一合 後京極殿　玉蕊十合 光明峯寺殿
さまを三代名記といふ
日筆五合 円明寺殿　愚暦五合 後光明峯寺殿　玉英一合 後芬陀利華院殿
一条関白内經ヲ芬陀利華院ト号ト一覧ニ八四丁
荒暦十八合 成恩寺殿
こまを四代実記といふ此の狀多くのりしの凶乱
の時苦心をし

一意神ニ皇を八幡と申し奉る廣幡八幡麿と神勅
有し故之幡の字にはくし八の幡天降せし故なり
又を弥陀三摩耶形の故なんを附会の説も侍る
按るに神功紀千僧ヲ僧の法侍るも同じ意也

志のしき廣僧の八僧と云ん以ましく懐のるは
侍らさるなり僧は玉篇に帛なりといへり織
機よりの假呼より廣く多く織成僧帛を
以て黄稲の清神等なり也

一或問後醍醐帝皇后禮成門院後京極の母等あるは
何れも回紀と称るに帝源波國に清遷幸の論まく
後光嚴院とまゝ清門にせられ后位とはしまいら
せ禮朱門院の等交授らまし帝還幸の後院等を
志りたけく中宮に復し崩後に後京極院と追
等し奉成故に母の等等あり

一仲冬十六日主上新内裏に遷幸なりせ給ふ鳳輦の上
たるかに鶴の舞に御と諸臣のとせのしまし其笑
へ抱しまゝまゝるに

中院
従一位内大臣源通茂

和奇の浦に年毎に住る芦田鶴の
雲井にの用るなしのうまし此

一癸巳正月十三日院清寄給
鶯蓼和琴　院　御製
うたしと清其ハ世の琴のなかのぬきも
志しくにも経る　志留の賞

中院正二位通躬（躬）

抜きまゝ笠るもぬきて琴の緒に
なるよりあきの夜たるの鳴

武者小路従二位実陰

六重もまゝゆらく玉の緒引とり
たゞ山さるもあへる春の鳴

一我國至尊を天皇と称し奉る唐の例を抜ける唐
の高宗上元二年九月壬辰帝をもしめて天皇と
称しけり

一日本官服裾長しそろさしまきかゝる事なしと
いふ人あり予曰隋陽帝作長裾十二被なを名山裾
と古書にあり此類なり

一貝原篤信曰荒川と出て抜木谷に入る抜木谷は
近江高嶋郡なり此谷南北長く東西せまし抜
木（荒川より一里半）に抜木監物殿の所宅あり抜木は宮多
天皇の後裔作る木の庶流なり（以上諸列のこと）

一山城國水郷に近き桜井里は前羽林楠正成郷
京より兵庫へ下らるし時其ある正行を教訓しとて
此郷里なり

一十二社次第ニ云 古開（フルアキ）神 仁徳天皇 高楷氏神

第五縣神　天穗日神　四姓氏神　中原氏　清原氏　以上公事根源中　菅原氏　秋篠氏　頭書十九丁

一小条時政の女大夫将頼朝の御臺所に義経矢せ給ひて後静を謀会ひ召き鶴岡まで御座ある
只義経の別をとしみしるゆゑ様をうしひ給ひ
ゆゑ頼朝大きり怒り給ひを政子志ひて是を
いさめ静を免くみ給ふ政子君をおくも給ひて天
下の政事を司さり尼将軍と称し給ふ　以上百人一首ヶ
いふものゝ説也

一京師諸司代平信長の妹村井春長彰　信長云ひし日　同妹ヲ戦死
其後真信政事を司さり芸長五年侍従従四位下
伊賀守源勝重　板倉所司代となりて今の侍従
信慈に至り十二人也
伏見司芸長より元禄迄かたりし常し給ひし
元禄九年司を止て京師より事をおきなひ給
の十一年十一月十五日の十ヶ給て司をおゝ所
泉南堺廳元禄九年止て大坂より司より十五年
至給て廳をおゝ所
肥前長崎の港司寛永十一年より二負与言
三年より三負元禄十二年以来四負となり今
又二負となる
駿別豊水　志ゆゑおよひ豊別ニ縁の史と並二條　一年以来　元禄九年止て

一 掃別東生郷生玉庄大坂ハ正親町院元亀十一年癸未
豊臣秀吉（于時参議従四位下）築く後名庵院元和元年己卯
五月　神君屠之寛永九年甲子新営大城殿閣
五年命前記伊守為原信政内藤分監城自須以降玉
伊豫守源頼隆（土岐）十八人実ニ西都方世の鴻基也
一 大嶽ニ平の清賀の時清城と奉るとく
少将吉保
君ハ此ニ持る枝のの姫してあまひ
おきくハいの清子代の行末
清宗ち二位家私の家ハ世ハ行ひなると行く

吉保
此ニ月ニ大宮人の袖の香ハ
庵のさくらも色やうつらん
正二位為原照定ハ
咲まれハ花も雲世の末のけく
さかり宮の有しく　ましん
一 濃州可児郷錦織村の川除ハ駒場石とて大なる
岩あり傳ハ云信濃国住人駒場太郎基の戦死ハ
所なりと桜まるハ恵永年中遠江宮の清子尹良
の王信州より三河ハのの王従ハ此駒場太郎並合の小山

の輩ならく路をさへきりて戰ひ宮あくなく自宮ゐし
しかはらし回紀りええたり駒場太郎とは其人なる
や錦織の合戰年月傳さまたいへの時誰を戰
ひ有しといふる定のなく次田宮の昔もの語りまた
まゝかゝる事多し

一普光院義政赤松滿祐之女為妾直問衆妾曰我政
可否所評干時如何一妾曰政淳而民安問赤松女
則曰苛政如踏白刃公大怒世人以我政為白刃乃
汝踏之以刀而令踏之女不旨屈踏釵死矣滿祐恨
之謀逆公一疑之便同朋某播列伺之同朋與赤松
圍碁同朋爭碁籌輸贏以其子擊滿祐之頰滿祐無
怒色而為戲同朋歸洛謂公曰滿祐反者明矣忍恥
惜命是大(有)謀故也公夫備焉嘉吉元年滿祐矣六月
二十四日公餐滿祐視隙將刺之其族惣右衛門某
以男冕彼幸知公之謀私告滿祐々々還圖弑及猿
樂半令某族某弑之惣右衛門告公之謀後速自盡
云々

大友真慶記

按此說与家譜等說異今據此說謂之義殺
政之可否問侍女者一用問以侍折二將殺
滿祐滿某於其族三是公大誤而尤有在侍

女謂改之非殺之餘不足言嗚呼

一大神朝臣の姓を素能雄命十八世大國主之後云々

姓氏錄

四年末記日本書記に云不同し後宮を夜すかまへ大和国淸跡山に葬る苔の遺ミワケ有し故三葉山と称すとのやしかるに平家物語に豊後国祖母嶽の明神と云るは三輪に同し大友眞慶記にも又説をのせて称し彼嶽を豊後国入田之桓武の御時堀川の大納言某吉方の社日雅小田名字田村に配流有し其女に祖母嶽の神通乙弘仁二年辛卯三月五日一男子を生産是大神朝臣大夫(あつて)惟基なりといへり今佐伯氏其子孫にして勢多安濃津に住せり彼家祥劍多し中にも巴姫といふ大刀は祖母嶽より相傳ひ給ひし大刀秘決落重言頌寛永三年十月十日彼大刀をもつて進し時座板殿人法を おつると笑えて進しとも我如何なる故に我傳りけん祖母嶽に参ふるに不ず豊国姫の命とのや女神の女にのよひ給ひしといふ説いふかし

一信長 相見院 信忠 従二位在中将秋田城之助 母生駒蔵人家宗女

信秀 三法師或ハ飛龍御曹司正三位権中納言居濃刻岐阜城慶長五年与石田氏而不利出城紀刻高野山入同十三年七月廿七日薨廿六歳号大善院松貞正岩大居士和論語一説 慶長十年九月八日於飛彈国高野山薨

秀則 従四位下待従左衛門大尉 法名宗尓

信秀ハ其織田嫡嗣なりしかハ或ハ武将歴代の一人とも志のまゝにも人となるべき事ハ薨をしかし其忌日とこそ知る人かし嗚呼信長形世ニ生まれ改戦城野戦軍場も免てこゝ天下半静謐の地ニ悔し箴さまゝも形ハ織逆の事ありて父子一時ニ亡ひ給ひ其嫡中納言の君ハ芳長十年の秋ニ当ニかくまゝ論なきに愛ゆゑなり給ひし此ハ人の名利ニ迷ひ事来たまゝ事ハ海しなるまゝいとも無下のるゝ也

一弘治二年丙辰 正月十五日 家康公騰府まゝ満元服徳川次郎三郎源元義と号し奉りし初関ハ刑部少輔親長女を見ゆゑ給ふ筑山殿と号ハ次親長ハ今川義元の妹婚なり 岡崎三郎信康母堂之天正十年 八月 故石ゝ遇害

一春日井郡山田庄田幡村古城ハ越智右馬允信守長城と云或人曰是尾張の林氏の祖なりといふ

一同郷同長狩野村の吉妹ハ林弥助といふ人長住のよし
是右馬助子なりといふ或人曰佐渡守信勝ハ弥助子
なりと云傳ふ云々同郷同長吉澤村一聖無事制れ
ハ織田安房守秀俊及信長公織田信重等所去之
前将軍義輝公前内大臣信雄公より東照神
君御代より朱章を給ふ三百三十九石壱斗三佐
中将右衛門の御制れまく御来事有
一桑原甚内甲州原美濃守ニ我々父の命ニ依て駿河
臨洲なる大雪斎和尚の我子となる男子の事ニ云
募り今川家迫雪七人を戦ひ五人を討て免ふ其佐弥蔵是を戦ふ

騎府を去て尾州知多郷蔵合村にかくまし三年の後
永年信長義元会戦に及ひし時甚内熱田の社にて
信長に謁事り甚内熱田日来の時に義元と能見知
まるよしとも信長密意と使給ひ給ひハ甚内諾して
幕下に属し今日必義元と能くちまいらせ人中を
處せしかゝ定て今川の家臣の属に付るべし我宜
顧み侍る所きも不思議に存命せき後日必先陣
とも更なんといふ信長盃を賜りゆく刀末國元と号
只鎧を脱して給ひてんとせらるし甚内謝して曰
事成て後恩賜を為ひべしとて座を立大高村へ

行今川の臣等を昔を語り今度義元勝利ありて帰
陣の時を必次法供すべしと偽走り廻りて密に庵兵に
内通し義元桶廻り村山の内田楽の廻間に着陣し
雨の晴を待しと同じ迫付ありて義元を組刺殺し
まいらせける迫雨驚集く甚内を殺次吉内の僕弥蔵
もたらきたく年貢甲刻に帰て扨語せしとも信
長桶廻りの役の扨語あれは必甚内の事を称して
其人を惜しみましく今は桑原の万さ夏の人なく
小瀬氏のうちさりしかや信長記にも此事浅付
る是は或家の書にも人えて虚実を知らさるとも

筆し侍る

一斯波治部大輔義統家臣名古屋弥五郎高正は美麗
の人なりけ御祝に義統もらうしきものし給ひ知る人き
地多く楊々御十ないまかりの時人数三百人祝持ち其
比策田弥次右衛門いとかるまき士あり年廿二三にも
なんひこすらに言正と慈慕し給ひあまりなるか
これ人引きていつしの馴そ絶に来て志浅から次侍り
ける斯波家の家老織田吉五郎強く言正と慈く文
なんを申し給ひも取の過事さへなりしのを服を
罵りていの十夏国深き若者にはしさあらは雪出

していこく斗ふへしなんとキこそいへ候ハ築田氏の上
の難義あらん事と思ふ事ニ言ふ事ハ老五郎
日此家名ヲ任せて非と斗ふのみなら候意志と斗
まいらせる事有と幸ニ君ニうつてこへ候ハ内ニ
老五郎と徐し給ふへき尚志有し築田ハ又名古屋
の城主織田上総助信長公ニ不縁の者なりけれ
とのく名古屋ハ内通しく老五郎と付へき謀を免
くし上総助も老五郎の恐領類ニしてなる事を
奇怪ニ思ひ世築田のもとニ随ひ義統ハ密るゆ
く天文廿二年六月忽清須ハ勢を出し老五郎を攻

らせられ老五郎の方ハ能兵数多有て陣き戦
しのき築田名古屋ハ難義を謀て一旦和平を請て
軍を止みけれども清須の町を大うしい大の射焼失せり
義統上総助ニ人を通し給ふるを上を迎し老五郎ハ
安かるましとあまたハ云あへり給ふ老五郎逆
心しく其年七月十二日公の若君川狩ニ出給ひ城
ニ人なきを伺ひ頓て攻寄義統を殺て自ら清須
の城を奪迫へと思ふさ毎ニ知行しけるから望し程ニ
若君を萱津の川邊より名古屋ハののき上総助と
頼きけれハいつを頼母しく迎へ乗ひ世安養寺ハ

入まいらせける築田名古屋、同しく来り仕へまいらせし明
る弘治元年七月廿日上総助殿軍と張清須へ攻
ましけり老五郎の暴悪ゆへ家徒多く名古屋に分れ
成て一時に蛛破ましけるを老五郎力なく所屋の
家作へ登り落逃ましなんとせしを天野作右衛門諸ま
実落しけり老三右衛門頓て捕へて首を取り代て
の主君を失ひ奉りける天罪にしてこそ五条川の東に
首をかけられけり史よりハ上総助殿清須ともとり
ていとく掌ひ強くなり給ひしかや義統朝臣とは源
受寺院殿長山義公と法名しく阿弥陀ちまて清佛

事五月十二日に行ましけ武清家ハ高岡朝臣より代
に尚ほと領し給ひしに義統に到りて云ひ給ひ
て拠いと残多き清事にしてこそ天文記
一中村弥右衛門元親ハ吉松家二度流ハ長録年中中村
弾正正貞等あり作ら末の流裔又は對馬守某ハ称
せし曽て中國の勇士なりしの文明年中尾列に
来り堂智郎中村へ住せし元親幼き此より
公川右馬助氏基の朝臣に仕へて名古屋に有し葉
師寺刑部大輔道元春日井郡野田村人の女を娶りて男
子を生ひ享録五年二月十一日織田備後守信秀公川

度と攻て妹を奪ひ去し時元親力戦して討死せし
にや彼男子を隠し廣井村東光寺の僧を形り名得
と称せし壮年に及て奮発として志を変し黒衣を
脱して束髪せしうち人皆是をあゆしあり然れども
かつて居せず我男児たり箕裘業を継て海に鎮り
嶽を挫んと思ふ世人恐るべし浮屠を恐るゝ故に
市を徴待し丈夫罵詈し嬰ふ世人せん也則
所持の弓をおしたり本尊の薬師を射て一笑し秋
と拂つて寺門を出て来れ東西下り英雄の武将
に對馬守元勝に 此所文をなき頃 出写の後なるん

一福寫正則清須妹と國智の時生駒澤井等の尚國
先生の生れ別れと告ぬ丘曰我微賤か年の時工
匠の為に飲餞を運びし其際毎度其同寺の秋
迦雲の老尼に示し休らひしに老尼厚く待して
食をなし茶をの両しむ我今是を不忘故食糧を
施して其恩を謝す我他列にうつるに彼老尼
便りなくおもひなん今等宜彼老尼をかつてみる
我足なんと諸家諾せり是より毎年彼院に米を
贈れり澤井枫軒老人家督の後まで絶ず往絶
しと来れ語り侍りし正則はあらけなき武士

なりしの事の昔と忘れ候人の恩を報し微賤の時
と恥候しく諸家に語り驕れ侍意なりしを実に
奇特とすへし今の人微賤より起れる事の様の
ことを忘れて驕不遜なる庸士のいまし多くす
へきこのみ

一母衣軍家者流大説と知り候しく王陵蘇武より
起るといひ或は胞衣に象漢陽の如合の衣といひ
或は神功皇后三韓と征し給ひし時住吉の神
制し給ふ所の半臂なんを本橋もなき虚説
と作て其不可衣にもさ無し根子とつけ金胎

毎朝の習合と家に秘事とし侍る又鼎の母衣を
亨、源氏は武羅と書平家は神衣の字を用ひ
海原は綿衣と習ひ橋は母衣と云なんといへども
近比の作り事し恩俗姓氏は源平海橋を計
おもへる故に古より武橋諸姓あり豈四家にかぎ
らんや然も不可は何の用ある相持を云事を
知り候しく漫に恩なる説をなす候一笑呵々
すへし其本説は別に侍るあり侍へ知りて可
なり

一作る朱少輔二府頃良より稲富相模守は鉄炮相傳

853
207

3534

書十一巻あり餘第一巻天文十三年十一月十四日所授
云々蒙長十五年三月稲富一夏自筆の奥書
見えたり

咾唾雑史巻之二尾

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

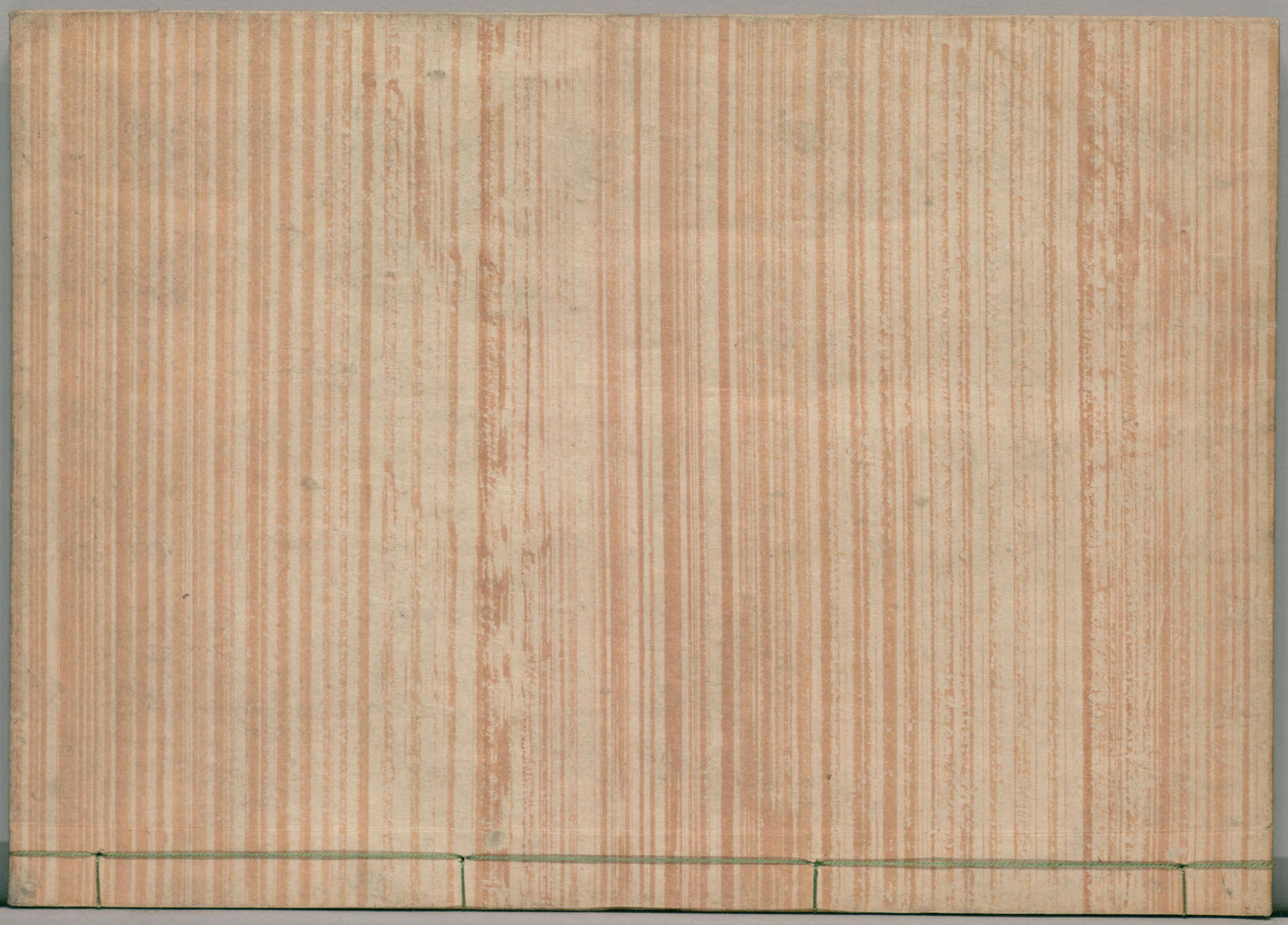

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207